産業廃棄物収集運搬業許可証書換え申出書

平成○○年○月○日

愛媛県知事　様

申出者
住　所○○○○○○○○○○○○○○
氏　名○○○○○○○○○○○○○○　印
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
電話番号　○○○-○○○-○○○○

平成○○年○○月○○日付け第○○○○○○○○○○○○○○号で許可を受けた産業廃棄物収集運搬業について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成 29 年環境省令第 10 号）等の施行に伴い、取り扱う産業廃棄物を含む旨を明示するよう許可証の書き換え

記載を申し出る産業廃棄物及び積替え保管を行う産業廃棄物は、過不足なく記載してください。申し出により、取り扱う廃棄物は全て申告されたものと見なします。

① 水銀含有ばいじん等

水銀含有ばいじん等を含む旨の記載を申し出る産業廃棄物 ※該当するものを全て記載すること	燃え殻、ばいじん、鉱さい、汚泥、廃酸、廃アルカリ
上記のうち積替え保管を行う産業廃棄物 ※該当するものを全て記載すること	燃え殻、ばいじん、鉱さい、汚泥

② 水銀使用製品産業廃棄物

水銀使用製品産業廃棄物を含む旨の記載を申し出る産業廃棄物 ※該当するもの全て記載すること	汚泥、廃プラスチック類、金属くず、「ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去によって生じたものを除く。）及び陶器くず」
上記のうち積替え保管を行う産業廃棄物 ※該当するものを全て記載すること	汚泥、廃プラスチック類、金属くず、「ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去によって生じたものを除く。）及び陶器くず」
取り扱う水銀使用製品産業廃棄物 ※申し出た産業廃棄物を全て含むように具体的に記載すること	蛍光灯、空気亜鉛電池、水銀体温計、補聴器

※申出に当たっては、次の書類を添付すること。

- 運搬車両及び運搬容器等の写真
- 積替え保管場所・保管容器の写真（積替え保
- 許可証の写し

※廃棄物処理法施行規則第 10 条の 10 第 1 項に規定する廃棄物処理業変更届出書を提出すること。

環境省ホームページに掲載の「水銀廃棄物ガイドライン」等を参考にしてください。なお、申し出た産業廃棄物の種類の範囲内で取扱いが可能であれば、他の水銀使用製品産業廃棄物の収集運搬を妨げるものではありません。

（日本工業規格　A列４番）